

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

森と里と町をつなぐみちづくりによる津幡町活性化計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

石川県、河北郡津幡町

3 地域再生計画の区域

石川県河北郡津幡町の全域

4 地域再生計画の目標

津幡町は石川県のほぼ中央に位置し、人口は37,520人（平成21年3月末現在）である。町の北側は能登半島の入口、南側は石川県の県庁所在地である金沢市、東側は富山県に面しており、東西に走る国道8号と南北に走る国道159号を大動脈として交通の利便性の高い町として位置付けられている。町中央部には本州有数の規模を誇る石川県森林公園があり、緑豊かな町でもある。このうち、町北東部はその面積の約8割を森林が占める山村地域であり、また古くから林業が盛んな地域であることから、緑豊かな丘陵地を最大限に活用した「憩いの場」の提供や新たな地域特産品の開発、林産物直売所の設置、滞在型施設の拡充などによる林業の振興が、町の重要な施策の一つとなっている。

しかしながら近年、森林所有者が高齢化していることや担い手が不足しているため森林整備が遅れており、森林本来の機能が阻害され、その荒廃化が懸念されている。地区内の森林は戦後植林された35年生から45年生の人工林であるが、林道がないことから、間伐材の運搬や効率的な保育作業（間伐、枝打ち、下刈りなど）ができないことが課題となっている。このため、基盤施設である町道及び林道を整備することにより交通ネットワークを充実させ、林業を活性化することにより、森林本来の機能保全につなげ、その荒廃化の防止を図る。具体的には、町道及び林道の整備により大型木材運搬車による間伐材の運搬作業を実現するとともに、保育作業を効率化し、木材利用の増進及び経費縮減を図る。木材利用の増進については、林道の開設により、新たに約36haの区域で間伐材の利用が可能となることから、約500m³の木材利用の増進を図る。

また、開設される林道は宝達山頂及び富山県につながるアクセス道にもなり、相乗して自然散策、山菜採りなど森林レクリエーションを楽しむ機会の増大等、人と森林とのふれあいの創出に寄与する。更に、町道は交通渋滞や交通不能区間があり、地域特産品の「まこも」や「菌床椎茸」の鮮度保持に支障があることから、新鮮なうちに都市部へ輸送できるよう移動時間の短縮を図る。

これらの地域再生基盤強化交付金を活用した町道及び林道の一体的な整備により、人の流れと林産物の物流を活発化させ、新たな地域特産物の開発や林産物直売所の設置、滞在型施設の拡充などを行う山村振興等農村漁業特別対策事業と併せ、津幡町全体の再生と活性化を図る。

(目標1) 道路整備によるアクセスの改善

町北東部の山村地域と町中心部の移動時間を短縮 平均10分
交通混雑・渋滞の改善 2箇所→0箇所

(目標2) 林業振興による森林の機能保全

間伐木材の利用増進 約500m³

5 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

山村地域において、林業の活性化や物の流れ(出荷地から消費地までの商品物流の効率化)と人の流れ(山村地域から市街地または山村集落間のアクセス)を活発化するため、「町道庄能瀬線」、「町道加茂1号線」及び「林道西山線」の一体的な整備による交通ネットワークの充実を図る。

(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・町道：道路法の規定に基づく町道に平成11年6月11日に認定済み。
- ・林道：森林法の規定に基づく能登地域森林計画(平成17年樹立)に路線を記載。

〔施設の種類(事業区域)：事業主体〕

- ・町道(津幡町)：河北郡津幡町
- ・林道(津幡町)：石川県、河北郡津幡町

〔事業期間〕

- ・町道(平成22～26年度)、林道(平成22～26年度)

〔整備量及び事業量〕

- ・町道961m、林道1,220m
- ・総事業費367,301千円(うち交付金183,650千円)
町道214,000千円(うち交付金107,000千円)
林道153,301千円(うち交付金76,650千円)

(5-3) その他の事業

①基本方針に基づく支援措置

該当なし

②基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取組

山村振興等農村漁業特別対策事業

緑豊かな丘陵地を最大限に活用した「憩いの場」の提供、健康野菜「まこも」の生産、「菌床椎茸」の栽培を中心とした地域特産品の開発事業の他、河合谷地区滝谷霊水林産物直売所の規模拡大及び観光地としての滞在が可能な施設である倶利伽羅塾周辺施設の拡充により地域の活性化を図る。また、間伐材を利用した観光土

製品の開発や森林浴を取り入れた観光林業の育成に努める。

6 計画期間

平成22年度から平成26年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握・公表すると共に、関係部署と地域再生協議会（仮称）を開催し、目標の達成状況の評価、改善すべき事項の検討などを行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし